

香川県広域水道企業団
中間検査実施基準

平成30年4月
香川県広域水道企業団

中間検査実施基準

(目的)

第1 この基準は、香川県広域水道企業団建設工事検査要綱（以下「要綱」という。）に基づく中間検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の対象)

第2 中間検査は、下記のいずれかを対象とする。

- 1) 香川県広域水道企業団工事監督技術基準等で定めた工事監督員が行う工事材料の品質確認、段階確認及び施工状況把握のうち、特に重要な部分。
 - 2) 香川県広域水道企業団工事検査技術基準で定めた検査工種（その他の構造物で適宜決定したものを含む）のうち、当該工事の主体となる工種で、竣工検査時の実地検査又は写真、試験成績表等の書類検査によって確認できない出来形、品質、性能及び出来ばえ。
 - 3) 香川県広域水道企業団工事請負契約約款第34条の規定に基づく部分使用に係る中間検査。
- 2 中間検査の対象は、別表の基準を参考に、工事ごとに総括監督員、主任監督員及び監督員が工事検査員と協議して決定するものとする。なお、単純な外形寸法の確認その他適否の判断を容易に行うことができるものは、中間検査の対象とせず、検査対象に疑義がある場合には、技術管理室長と協議するものとする。
- 3 工事監督員は、中間検査の対象及び時期を受注者に工事着手前に通知し、施工計画書に記載させるものとする。
- 4 工事監督員は、構造物の呼び名、測点等で検査対象範囲を特定するものとする。ただし、工場検査等で全般の管理状況を対象とする場合は、この限りでない。
- 5 技術管理室長は、中間検査の対象等に疑義がある場合は、工事監督員に変更を求めることができる。

(中間検査の実施)

- 第3 工事監督員は、受注者に中間検査の対象に係る出来形管理資料、品質管理資料及び工事写真等並びに検査時に必要となる試験機器等を準備させるものとする。
- 2 工事検査員は、対象物等の外形、出来形等の実地確認に加え、工事過程の品質管理資料、工事写真等により、品質、性能等の確認を行うものとする。

(検査に合格しないときの措置)

- 第4 工事検査員は、検査の結果、契約図書に適合していないときは、不適合の内容を工事監督員に報告するものとする。
- 2 工事監督員は、第1項の報告に対する措置及び検査継続の有無について、工事検査員に報告するものとする。
- 3 工事検査員は、前項の報告を受け、再度検査を行うことができる。
- 4 工事監督員は、工事成績評定対象工事において、受注者に書面により改善の指示を行う場合は、適切に評価するものとする。

(他の検査との関係)

第5 中間検査で確認した出来形部分については、竣工検査、部分竣工検査、出来形部分検査における確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要である場合は、この限りでない。

中間検査実施基準第4 関係様式

中間検査不適合報告書			決 裁	室長又所長		(検査員任命者)
契約年度	平成	年度	工事名			
工事番号						
工事場所			契約金額			
受注者 商号又は名称						
検査実施年月日	平成	年 月 日	検査対象			
不適合内容						
<p>上記工事の検査の結果、契約図書に適合していない箇所がありましたので、中間検査実施基準第4第1項の規定により報告します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>工事検査員 (職氏名) 印</p> <p>総括（主任）監督員 (職氏名) 殿</p>						

中間検査不適合措置報告書			決 裁	室長又所長		(検査員任命者)
措置請求日	平成	年 月 日	措置完了日	平成	年 月 日	
措置内容					検査継続の有無	継続・中止
<p>上記中間検査で報告があった契約図書不適合箇所について、上記のとおり措置を確認したので、中間検査実施基準第4第2項の規定により報告します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>総括（主任）監督員 (職氏名) 印</p> <p>工事検査員 (職氏名) 殿</p>						

* 措置内容に係る工事打合せ簿等を添付すること。

別表

※丸ゴシック文字は、中間検査前の材料確認・段階確認結果・品質証明書等による書面検査

種別		実施基準	検査時期	検査項目		検査程度	検査密度等	
				出来形	品質			
基礎工	直接基礎		重要構造物*	床掘掘削完了時	基準高、幅、延長	独立構造物： 1回/1構造物 連続構造物： 最長区間等 で1回/1工 事	出来形：中央及び両端部で各1箇所以上 品質：1回/1構造物以上	
	杭基礎	既製杭		杭頭処理完了時	基準高、偏心量、杭長、根入長		使用材料、 打込杭：支持力 鋼管杭：溶接 中堀杭：先端土質、電流値等	出来形：杭5本につき1箇所以上 品質：全数検査 <品質検査項目は基礎施工要領による>
		場所打杭		杭頭処理完了時	基準高、偏心量、杭径、根入長、配筋		使用材料、支持地盤	
	置換工			掘削完了時	基準高(置換厚さ)、幅、延長		支持地盤、使用材料	出来形：中央及び両端部で各1箇所以上 品質：1工事/1回以上
	その他			上記に準ずる			上記に準ずる	
鉄筋工		重要構造物*及び橋梁床版(橋長10m以上)、フチングを有する場合は原則フチングを対象	鉄筋組立完了時	鉄筋数量、平均間隔、かぶり、継手構造	鉄筋の固定方法、スペーサー種類・配置・数量、使用材料、ガ入圧接	出来形：主鉄筋平均間隔は1箇所/1種類以上、その他検査項目は任意箇所		
たも地基礎工	直接基礎	堤体遮水ゾーン、底樋、洪水吐	床掘完了時	基準高、幅	支持地盤、透水度(底樋)	全箇所	別途運用で定める	
	置換工		置換、地盤改良完了時		支持力、透水度			
※重要構造物：橋台・橋脚(橋長15m以上又は最大直高6m以上)、函渠(内空断面積4㎡以上)、RC擁壁(最大直高6m以上)、無筋擁壁(耐震考慮の場合)、水門(扉体面積10㎡以上、複数水門施工の場合は、その合計面積10㎡以上)、樋管・樋門(内空断面4㎡以上、ただし、DID築堤部は2㎡以上)、床止工(築堤箇所の取付擁壁部)								
土工	盛土補強工 (補強土壁・多数アカーシボキスタルを用いた補強土工法)	盛高5m以上	施工時(控え長さが確認可能な時期)	基準高、高さ、厚さ(道路以外)、控え長さ、鉛直度(擁壁)	使用材料、現場密度	1回/1工事	出来形：100mにつき1箇所以上(施工延長100m以下の場合は2箇所以上)	
橋梁工	水管橋(鋼橋)	仮組立てが設計図書で義務付けられている場合	仮組立て完了時	キャンパー、寸法	使用材料、溶接		部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間につき1箇所以上	
橋梁工	落橋防止装置	跨線・跨道橋又は橋長15m以上で、引張抵抗型落橋防止構造のあと施工アカー	固定アカー施工完了時		使用材料、定着アカー引抜試験、鋼製アカー溶接		引抜試験：アカー径毎に1本以上 溶接：全箇所	
アンカー工	現場吹付け法砕工(ロックボルト)	ロックボルト施工面積500㎡以上/1工事	施工中(原則として最終試験、グラウト施工後3日経過後)		使用材料、引抜試験(受入試験)		実地試験は1本/1工事以上、設計図書(施工計画書含む)で定めた「品質管理基準：その他」の試験結果は試験記録による書面検査とする	
	グラウトアカー	全工事	施工中(グラウト強度発現時)		使用材料、適性試験			

種別	実施基準	検査時期	検査項目		検査程度	検査密度等
			出来形	品質		
管路工	上水道	基礎完了時	基準高、幅、厚さ、縮み状況	使用材料、施工品質	1回/1工事	施工延長40mにつき1箇所以上
		管路据付完了時	基準高、中心線、厚さ、管接合			施工延長40mにつき1箇所以上(但しパンの短い場合は、中央部1箇所) 上水道の管接合出来形・品質確認は、水道工事標準仕様書(日本水道協会)、管接合要領書(日本ダクタイル鉄管協会)の規定に準ずる
建築(新增築)	杭地業	杭頭処理完了時	偏心量、基準高、径	支持地盤、支持力(既製)等	1回/1建築物	出来形は1本/5本
	鉄筋工	鉄筋組立完了時(特定確認完了時)	鉄筋数量、平均間隔、かぶり、継手構造	使用材料、UT検査結果		出来形:主鉄筋定着長は1箇所/1符号程度以上、その他検査項目は任意箇所
	鉄骨業	鉄骨組立完了時(特定確認完了時)	建て方精度	使用材料、UT検査結果、HTB管理記録		任意箇所
	防水工	下地処理完了時		下地処理状況、使用材料、施工箇所(次工程等)		
	屋根工	下葺き完了時		下葺き状況、使用材料、施工箇所(次工程等)		
建築(改修)	屋根工	下葺き完了時		下葺き状況、使用材料、施工箇所(次工程等)	1回/1工事	任意箇所
	防水工、外壁工	下地処理完了時		下地処理状況、使用材料、施工箇所(次工程等)		
	内装工	単一工種の場合:当初請負金額2,500万円以上 主な工種の下地処理完了時				
	塗装工	下地処理完了時				
	建具工	大規模改修複数工種の場合:当初請負金額5,000万円以上主要な工種 枠等取付完了時	取付精度	使用材料、施工状況等		
	耐震改修	RC壁増設、鉄骨ブレース設置、柱補強等のあとアンカー完了時等		下地処理状況、使用材料、アンカー強度、施工状況等		
	環境配慮改修	断熱工事、屋上緑化、危険物の除去等の下地処理完了時		下地処理状況、使用材料、施工箇所(次工程等)		
計装、機械、設備工	規格基準等の性能判定が製作工場できなければならない場合	工場製作完了時		試験、試運転による性能確認	適時	必要全項目
	完成時に確認できない隠蔽工事で特に重要部分	施工完了、隠蔽前	取付精度	使用材料、施工状況等		
その他	実施基準第2の「中間検査の対象」の考え方に従い、本表記載事項以外で必要と認められるものは適切に検査項目を設定する					
	工場製作において、竣工検査時に性能判定結果が試験成績表又は写真等の書類で確認できる場合、原則として中間検査としての工場検査は実施しない。なお、目的物の重要度を勘案し、工事監督員が必要と認める場合は段階確認を実施する					